

## ◀補助メニュー4▶電気自動車等導入補助金

対象	<p>○自家用車としてEV(新車)や超小型EV(新車)を導入する方(町内の自宅に当該自動車の車庫を有すること)          (注)サブスクリプションによる導入も対象</p> <p>○町内の自宅用にV2HやV2L(未使用品)を導入する方(EVを所有する方または同時に導入する方のみ)</p> <p>●<b>重点対策加速化補助金</b>…要綱に記載された要件を満たす場合に活用できます。          主な要件 ・国(国の委託先を含む)の補助金を活用することができません。          ・自宅の太陽光発電システム等の再エネ発電設備でEVを充電する方が対象          ◎自宅の太陽光発電システムで十分な電力を賄えない方や自宅が集合住宅等で再エネ設備を設置できない方は、再エネ電力証書の購入等の代替手段があります。</p>		
補助額	18 EV[購入] <b>(重点対策加速化補助金)</b> (注)車両本体価格 200万円以上の場合 <b>【超小型EVを除く】</b>	EVの蓄電容量×2万円(国 CEV 補助金交付額が上限) +20万円	
		V2Hを同時に導入する場合	+設置費用(製品・工事)の1/2
	V2Lを同時に導入する場合	+設備費用の1/3+5万円	
	19 EV[購入] <b>(重点対策加速化補助金)</b> (注)車両本体価格 200万円未満の場合 <b>【超小型EVを除く】</b>	EVの蓄電容量×2万円(国 CEV 補助金交付額が上限) +10万円	
		V2Hを同時に導入する場合	+設置費用(製品・工事)の1/2
	V2Lを同時に導入する場合	+設備費用の1/3+5万円	
	20 EV[購入] (重点対策加速化補助金対象外) (注)車両本体価格 200万円以上の場合 <b>【超小型EVを除く】</b>	国 CEV 補助金を活用する場合	20万円
		国 CEV 補助金を活用しない場合	10万円
21 EV[購入] (重点対策加速化補助金対象外) (注)車両本体価格 200万円未満の場合 <b>【超小型EVを除く】</b>	国 CEV 補助金を活用する場合	10万円	
	国 CEV 補助金を活用しない場合	5万円	

22 超小型EV〔購入〕		15 万円
23 EV 〔サブスクリプション〕 (注)車両本体価格 200 万円以上の場合 【超小型EVを除く】		8 万円
24 EV 〔サブスクリプション〕 (注)車両本体価格 200 万円未満の場合 【超小型EVを除く】		4 万円
25 超小型EV 〔サブスクリプション〕		12 万円
26 V2H (重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自 動車の普及促進に向け た充電・充てんインフラ 等導入促進補助金を活 用する場合	EV と同時購入する場合	10 万円
	EV と同時購入しない場合	5 万円
27 V2H (重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自 動車の普及促進に向け た充電・充てんインフラ 等導入促進補助金を活 用しない場合		3 万円
28 V2L (重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自 動車の普及促進に向け た充電・充てんインフラ 等導入促進補助金を活 用する場合	EV と同時購入する場合	15 万円
	EV と同時購入しない場合	7 万円
29 V2L (重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自 動車の普及促進に向け た充電・充てんインフラ		5 万円

	等導入促進補助金を活用しない場合	
	★前年度にゼロカーボンシティ創成補助制度(重点対策加速化補助金)で太陽光発電を導入	+15万円
補助要件	<p>以下の全てを充たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町に住民登録を有し、1年以上の居住実態があること</li> <li>● 導入後に補助の対象のEVやV2H、V2Lの所有権を有すること</li> <li>● V2Hについては、その設置場所が自宅でありEVの自動車検査証における本拠の位置と同じであること</li> <li>● V2Lについては、その保管場所がEVの自動車検査証における使用の本拠の位置と同じであること</li> <li>● 申請日から起算して過去2年の間に同一内容のEVやV2H・V2Lに係る町補助金を交付されていないこと</li> <li>● 申請者本人及び同居者において、町が徴収する税または料の滞納がないこと</li> <li>● 開成町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その営業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。</li> </ul>	
募集期間	<p>【申請】各年度2月15日まで(重点対策加速化補助金以外は各年度3月15日まで) (注)予算がなくなり次第受付終了</p> <p>【完成】各年度2月末まで(重点対策加速化補助金以外は各年度3月末まで)</p>	
申請方法	<p>●<b>重点対策加速化補助金</b>は車両等導入後に申請(補助金の残額との兼ね合いから必ず購入前に事前相談を行うこと)。</p> <p>●重点対策加速化補助金対象外の場合、国CEV補助金を活用することが要件となっている補助メニューは、同補助金の交付決定後に申請。それ以外は事前申請ですのでご注意ください。</p> <p>補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。要綱別表第5を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可)。</p>	
請求方法	<p>請求要件を満たしたときには、補助金交付請求書(第8号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。要綱別表第6を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可)。</p>	
実績報告	<p>重点対策加速化補助金を活用された方は、EV・V2H・V2Lの所有から1年ごとに6年間(軽自動車の場合は4年間)、所有状況等の報告書を提出してください。</p> <p>※報告書の提出期限は、各年の所有月日から1カ月以内です。</p> <p>※報告者が期限までに提出されない場合は、補助金を返納していただく可能性があります。</p>	

★電気自動車等とは

○電気自動車(EV)

…エンジンのない、電池に蓄えた電力を動力源とした4輪以上の自動車。定格出力10kW以上。

○超小型EV(超小型モビリティ)

…エンジンのない、電池に蓄えた電力を動力源とした4輪以上の自動車。定格企画0.6~8kW。  
2人乗り以下。

○V2H

…EV等から電気を取り出す土地に設置された装置。

○V2L

…EV等から電気を取り出す装置で、持ち運びが可能なもの。